

2016年度保険料のお知らせ

◆任意継続被保険者(変更ありません)

	2016年3月31日まで		2016年4月1日から	
標準報酬月額の上限	440千円(28等級)		440千円(28等級)	
保険料率	健康保険9.9%	介護保険1.45%	健康保険9.9%	介護保険1.45%
上限での保険料	43,560円	6,380円	43,560円	6,380円

※各自の保険料については、3月中旬に別途郵送いたします。4月から国民健康保険に切り替える場合の手続き方法もあわせてご案内しています。

◆特例退職被保険者(前年度より1等級上がります)

- 標準報酬月額が1等級上がるため、健康保険料および介護保険料が増額となります。

	2016年3月31日まで		2016年4月1日から	
標準報酬月額	260千円(20等級)		280千円(21等級)	
保険料率	健康保険9.9%	介護保険1.45%	健康保険9.9%	介護保険1.45%
保険料	25,740円	3,770円	27,720円	4,060円

※上記保険料に手数料を加算して引き落としされています。

※介護保険料は65歳未満の方のみ納付いただけます。

マイナンバー詐欺にご注意ください!!

マイナンバーの通知が開始された10月以降、マイナンバー制度に便乗した詐欺や不審な電話等に関する相談が全国の消費生活センターに寄せられています。マイナンバー制度に関する不審な電話等は詐欺と考え、すぐに切って、来訪があっても断ってください。

- ◆市の職員を名乗る電話があり、「マイナンバーが届いているか1件ごと確認している」としてマイナンバーを聞かれた。
- ◆「市からマイナンバーの手続きで来た。印鑑を貸してほしい」と言われ、何らかの書類に印鑑を押してしまった。
- ◆国の行政機関を名乗る電話があり、マイナンバー制度のアンケートとして家族構成や年金受給者かどうかを聞かれた。

- ◆「マイナンバーを教えたら犯罪」として現金を騙し取られた。

不審な電話などを受けたらこちら

消費者ホットライン 「188(いやや!)」

原則、最寄りの市区町村の消費生活センターや消費生活相談窓口などをご案内しますので、相談できる時間帯はお住まいの地域の相談窓口により異なります。



●健康保険証の再交付について(お願い)●

特例退職被保険者および任意継続被保険者の方が、健康保険証の紛失等で再交付申請をされる場合は、申請者の身分を証明するもの(免許証やパスポート等の写し)を提出いただくこととなりましたので、ご案内いたします。再交付申請のときは、健保ホームページから申請書類をダウンロードいただけますので、ご活用ください。